

新潟市障がい者基幹相談支援センター事業実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の2及び第78条第1項に基づき行う新潟市障がい者基幹相談支援センター（以下「センター」という。）の事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、新潟市とする。ただし、事業の実施については、法第77条の2第3項に定める要件を満たし、適切な事業運営ができると認められる事業者等に委託するものとする。

(センターの名称及び実施場所)

第3条 センターの名称及び実施場所は、別表第1に掲げるとおりとする。

(対象者)

第4条 事業の利用対象者は、新潟市内在住の相談支援を必要とする障がい者及び障がい児（以下「障がい者（児）」という。）、その家族並びに障がいのある人と関わりのある者とする。なお障がいの種別や年齢等は問わない。

(事業の内容)

第5条 事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 総合的・専門的な相談支援の実施

(ア)障がい者（児）及びその家族等からの相談に対する総合的かつ専門的な支援

イ) 福祉サービスの利用援助

ロ) 社会資源を利用するための支援

ハ) 社会生活力を高めるための支援

ニ) ピア・カウンセリングを活用した支援

ホ) 専門機関の紹介

(イ)複数の課題を抱える等、障害福祉サービス等の利用だけでは解決することが困難な障がい者（児）に対する相談支援

(2) 地域の相談支援体制の強化に関する取り組み

(ア)地域の相談支援事業者への指導・助言

(イ)相談支援従事者等に対する研修会等を通じた人材育成

(ウ)新潟市障がい者相談員への活動支援

(エ)計画相談支援の推進

- (オ)新潟市障がい者地域自立支援協議会への参画
- (カ)地域の関係機関・相談専門機関等とのネットワーク構築
- (3) 地域移行・地域定着の促進への取り組み及び支援
 - (ア)地域の相談支援事業者への指導・助言
 - (イ)障害者支援施設及び精神科病院等からの相談対応
 - (ウ)障害者支援施設、精神科病院等と相談支援事業者等との間の連絡調整（コーディネート機能）
 - (エ)施設入所者相談会の実施
 - (オ)地域生活定着支援センターとの連携による触法者等に関する支援
- (4) 権利擁護・虐待の防止
 - (ア)新潟市障がい者虐待防止センターと連携した虐待防止活動
 - (イ)成年後見制度に関する相談対応及び成年後見制度申立てにかかる支援
- (5) 障がい児等療育支援事業
 - 在宅の重症心身障がい児等、知的障がい児等、身体障がい児等の地域における生活を支えるために行う療育指導等に関する相談支援
 - (ア)訪問による相談
 - (イ)障害児相談支援事業者への指導・助言
- (6) 新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例に規定する障がい等を理由とした差別に関する相談及び啓発活動
- (7) 市が、事業の目的を達成するために必要と認めた業務

(センターの開所日及び開所時間)

第6条 センターは、1日8時間以上かつ週5日以上開所するものとする。ただし、その週に国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）等が含まれる場合は、この限りでない。

(職員の配置等)

第7条 センターにおける職員配置は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 管理者 1名

ただし、業務に支障がない範囲で他の施設等との兼務可とする。

- (2) 相談員 センター毎の業務の実情に応じた必要数

ただし、別に定める要件を満たす常勤専従の職員とする。

2 センターは、効果的な事業運営のため、専門的技術を有する者（社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の相談支援事業を強化するために必要と認められる者）を必要に応じ確保するものとする。

(秘密の保持)

第8条 事業に従事するすべての者は、利用者及びその家族等のプライバシーの確保に万全を期すものとし、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。またその職を退いた後も、同様とする。

(苦情解決)

第9条 センターは、事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じるものとする。

(記録の保管)

第10条 センターは、事業の実施にあたり相談記録等の帳簿を整備し、支援を実施した日の属する年度から5年間保存するものとする。

(事業計画書の提出)

第11条 センターは、年度ごとに事業計画書を市長に提出するものとする。

(報告)

第12条 センターは、各月ごとの事業の実施状況を翌月10日までに市長に報告するものとする。

2 センターは、年度の事業の実施状況を翌年度の4月10日までに市長に報告するものとする。

(委託料)

第13条 事業の委託料については市が別に定める。

(会計帳簿の整備)

第14条 センターは、事業に関する独立した会計帳簿を整備し、5年間保存するものとする。

2 前項に規定する会計帳簿は、市長が必要があると認め、提出を求めた場合は、速やかにこれを提出しなければならない。

(市の責務)

第15条 市は、事業実施主体として、事業を委託した事業者等と緊密な連携を図り、事業の円滑な実施に努めるものとする。

2 市は、事業を委託した事業者等に対し、相談内容、相談支援の状況等について必要に応じて実施状況の調査を行うものとし、調査の結果、事業の機能を十分果たすことができないと認められる場合は、事業の委託を取り消すものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めることのほか、必要な事項は、福祉部障がい福祉課が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 この要綱の施行に伴い、次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 新潟市障がい者(児)等相談支援事業実施要綱(平成11年9月20日施行)

(2) 新潟市障がい児(者)地域療育等支援事業実施要綱(平成15年10月1日施行)

(3) 新潟市障がい者施設入所者相談事業実施要綱(平成21年12月1日施行)

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

名称	実施場所
新潟市障がい者基幹相談支援センター東	新潟市東区下木戸1丁目4番1号 東区役所内
新潟市障がい者基幹相談支援センター中央	新潟市中央区八千代1丁目3番1号 新潟市総合福祉会館内
新潟市障がい者基幹相談支援センター秋葉	新潟市秋葉区程島2009番地 秋葉区役所内
新潟市障がい者基幹相談支援センター西	新潟市西区寺尾東3丁目14番41号 西区役所内